

議会運営委員会

平成21年2月25日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子 ○飯高 昭二 嶋田 善行
西谷 剛周 浦野 圭司 辻 善次
中川議長

2. 理事者出席者

総務部長 池田 善紀

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、嶋田委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員には飯高委員、嶋田委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をいたしておりますレジメのとおりでございます。そのレジメにそいまして早速進めてまいりたいと思っております。

まず、1. 協議事項です。（1）平成21年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

まず、会期の日程につきましては、12月15日の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただいておりますけれども、3月2日（月）から3月24日（火）までの会期23日間ということで決定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。平成21年第1回斑鳩町議会定例会は、3月2日（月）から3月24日（火）までの会期23日間ということで決定をさせていただきます。

次に、付議予定議案についてを議題といたします。

本日は、総務部長に出席を願っておりますので、それぞれ閉会中に委員会も開催されておりますが、付議予定議案につきまして総務部長から概要説明を受けることといたします。 池田総務部長。

総務部長

おはようございます。

それでは、付議予定議案につきましてご説明をさせていただきます。

まず、議案でございます。斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてでございます。これにつきましては、介護従事者の処遇改善のために行われます3%の介護報酬改定にともなう介護保険料上昇を抑制するため、必要な経費を国より介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受け入れ、基金に積立てるため基金条例を制定するものでございます。なお、基金からは平成21年度、22年度でそれぞれ必要額を介護保険事業特別会計に繰入れを行います。

次に、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。これにつきましては、国民健康保険税の減免規定について、突然の解雇や事業の廃止により生活が著しく困難になった者等に対しまして保険税の減免ができるように減免規定の拡大の一部改正を行うものでございます。

次に、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例についてであります。いきいきの里につきましては、入浴者のみ料金を徴収しておりましたが、入浴しなくても大広間等で長く過ごされることから、入館者すべてから料金の徴収、また小広間についても利用者から500円の使用料を徴収する一部改正であります。

次に、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましては、3年に1度の介護保険事業計画の見直しによりまして平成21年度から平成23年度の介護保険料を定める一部改正です。基準額では、月3,900円から100円増額の月4,000円になります。なお、先ほどの介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付によりまして、付則において保険料の減額の特例を規定いたしております。

次に、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。これにつきましては、歳入歳出にそれぞれ2億9,533万3千円を追加し、86億5,739万4千円とするものです。歳入では、経済情勢の悪化によりまして利子割交付金で300万円の減額。配当割

交付金では12月に減額補正を行いました。更に300万円の減額。株式等譲渡所得割交付金で1,500万円の減額です。国庫支出金では5,369万4千円の増額で、主なものは国の第2次補正の地域活性化生活対策臨時交付金5,320万円の受入であります。その他につきましては、保育所運営費負担金、自立支援給付費負担金等、年度末を見込んだ補正でございます。県支出金では、63万円の増額補正で、保育所運営費負担金、自立支援給付費負担金等、年度末を見込んだ補正であります。財産収入では、238万8千円の増額で、基金の利子の確定によるものでございます。寄附金では、52万1千円の受入であります。町債では、2億5,910万円の増額で、その主なものは、国の第1次補正の地域活性化緊急安心実現総合対策として、土地開発公社で長期に保有いたしております龍田西8丁目の土地の買収について採択されましたことによる補正でございます。なお、この起債につきましては、起債の元利償還について交付税の算入を後年度においてされることとなっております。

次に、歳出では、総務費で2億8,077万9千円の増額で、主なものは、退職に伴う退職金の特別負担金3,153万2千円、先ほどの国の第1次補正の地域活性化緊急安心実現総合対策として土地開発公社で長期に保有している土地の買収費2億6,469万4千円です。民生費では、2,117万4千円の増額で、年度末を見込むなかで国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療への繰出金の増額や、更生医療費等の増額です。衛生費では、3,650万円の増額で、火葬場の周辺対策で650万円の増額。国の第2次補正の地域活性化生活対策臨時交付金を活用するため鳩水園施設改良で3,000万円の増額です。農林水産業費では、火葬場の周辺対策で650万円の増額です。土木費では、公共下水道事業特別会計への繰出金で516万8千円の増額。教育費では、199万1千円の増額で、主なものは、幼稚園園舎の耐震診断で国の第2次補正の地域活性化生活対策臨時交付金を活用するため430万円の増額。町内遺跡の発掘調査費で256万円の減額であります。公債費では、利子償還の確定によりまして2,764万6千円の減額でございます。

続きまして、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第5号)についてでございます。歳入歳出に571万1千円を追加し、37億7,219万6千円とするもので、歳入の主なものは、年度末を見込み、一般会計繰入金で743万8千円の増額。諸収入で前期高齢者の負担軽減対策として療養費等指定公費返還金で100万円の増額です。歳出では、年度末を見込むなかで保険財政共同化拠出金で228万2千円の増額。諸支出金で前期高齢者の負担軽減対策として療養費等指定公費立替金で100万円の増額であります。

続きまして、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出それぞれ1億1,679万1千円を減額し、14億6,863万9千円とするもので、歳入では、下水道負担金で900万円の減額。下水道使用料で166万1千円の減額。一般会計繰入金で516万8千円の増額。消費税還付金で171万5千円の増額。町債で1億1,620万円の減額となっております。歳出では、公共下水道の整備で、1億1,700万円の減額でございます。

次に、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出に2,201万4千円を追加し、15億4,092万9千円とするものです。歳入の主なものは、国庫支出金で介護従事者処遇改善臨時特例交付金の受入として1,490万5千円の増額、及び年度末を見込み支払基金交付金等の増額です。歳出では、歳入で受け入れる介護従事者処遇改善臨時交付金の基金への積立て、及び年度末を見込むなかで介護給付費等の増額であります。

次に、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出に498万4千円を追加し、2億9,141万1千円とするものです。歳入では、一般会計繰入金で498万4千円の増額。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で498万4千円の増額となっております。

次に、平成21年度予算といたしまして、平成21年度斑鳩町一般会計予算についてから各特別会計、最後の斑鳩町水道事業会計予算について、以上8会計の予算を計上ささせていただいております。

次に諮問でございます。諮問では、人権擁護委員の山本恵一氏及び黒

松龍一氏の任期が6月30日で満了となることから、山本恵一氏を引き続き推薦することについて、また黒松龍一氏の後任として小吉田2丁目在住の中塩利明氏を新たに推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

次に、認定でございます。町道認定及び路線変更についてであります。これについては、町道の10路線の認定、及び2路線の変更でございます。

次に、同意でございます。まず、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めるとについて、現代表監査委員の辰巳忠次氏の任期が平成21年3月28日をもって満了となることから、引き続き辰巳氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

次に、斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて、その1からその7でございます。これにつきましては、現委員の太田信隆氏、清水孝雄氏、今井温子氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、小池信義氏、赤土永子氏の任期が平成21年3月31日をもって満了となることから太田信隆氏、今井温子氏、岡田義治氏、及び吉川裕子氏を引き続き選任することについて、また弁護士の清水孝雄氏の後任として、同じく弁護士の服部2丁目在住の中西達也氏を、また公募による委員として法隆寺1丁目の秦嘉廣氏、龍田西4丁目の藤田齊氏を新たに選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

次に、報告でございます。初めに議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）でございます。これについては、国の第2次補正に計上されました定額給付金及び子育て応援特別手当の交付について、国の関連法案が可決になれば近隣の大和郡山市、生駒市、三郷町、王寺町等と大きく時期を遅れることなく定額給付金等の支給事務を行うため、去る2月19日付で事務経費及び給付金は全額国庫補助金により執行することから、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について町長専決処分をさせていただいたご報告でございます。補正額は、総額で4億7,352万5千円。内訳は定額給付金関係で4億5,80

6万5千円。子育て応援特別手当で1,546万円となっております。

次に、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、これにつきましては国保医療課所属の徴収員が昨年7月22日に原付自転車で起こした事故について、対人、対物損害賠償の額が33万1,977円に決定しましたことから、額の決定について昨年12月18日付で議会において指定されている事項について町長専決処分をさしていただいたご報告でございます。

次に、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について）であります。先ほどご説明いたしました損害賠償について賠償金として補正させていただいたもので、昨年12月18日付で議会において指定されている事項について町長専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、平成21年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、それと平成21年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、以上が第1回定例会の提出予定議案でございます。

以上でご説明とさせていただきます。

委員長

どうもご苦勞様でございます。

ただいま、付議予定議案の概要説明を受けましたが、委員皆さんのほうから何か事前にお聞きしておくことがあればお受けしてまいりたいと思いますが、質疑やご意見などはございますでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員

この人権擁護委員の推薦、人権擁護委員さんの男女の比率はどうなってますか。それと、この政治倫理審査会ですか、これ女性一人減っているような感じですけど。

総務部長

まず、政治倫理のほうです。今回、ご提案させていただいております7人のうち2名が女性ということになっております。次に、人権擁護委員さんの関係でございます。人権擁護委員さんにつきましては、7人お

られます。そのうち女性が3人となっております。

嶋田委員　これ今度替わることに於いて3人ということですか。

総務部長　人権擁護委員さんにつきましては、そうです。男の方2人とも男になりまして、女の方元々3人おられますので、人権擁護委員。以上です。

委員長　他に委員さんのほうで何か。この際ですので、お尋ねになりたいことはございますでしょうか。　浦野委員。

浦野委員　一番最後の土地開発公社の事業計画というのは、龍田西8丁目の処分ですか。

総務部長　これについては、平成21年度の土地開発公社の事業計画の報告について、予算の関係でございます、平成21年度の。

委員長　土地開発公社は、毎回、年度始まる前にね、一応事業報告していただきますので、計画の報告、毎年やっている全体の説明になりますので。これは本会議で報告いつもされてますが、本会議での質疑などはさしていただくことはできるんですけど。

他に委員さんのほうで何かございますでしょうか。　中川議長。

議長　3点目のふれあい交流センターの今の説明で、すべての入館されるから入館料を徴収するという説明やったけど、それ間違いありませんな。

総務部長　今のところ喫茶ルームだけの利用についてはとらないということで聞いておりますので。カラオケと。いわゆる入館して大広間で食事されたり、そういう方についてはとりますよいう意味でご理解いただきたいと思ひます。ちょっと言葉足らずで申し訳なかつたですけど。

委員長 厚生委員会で一定議論はあったものの、一応提案されてたそのままということで今、部長の説明からいったらそういうことです。

それともう一点、ちょっとすいません。部長の説明の中でね、国民健康保険税事業の関係の補正予算で、前期高齢者の関係での100万円、負担軽減の分でのね、言うてくれてはってんけど、それ前期高齢者という表現でええのかなと、委員会では70歳以上のという説明やったと思いますけれど。 池田総務部長。

総務部長 先ほどご説明させていただいた諸収入の欄で、療養費等指定公費立替金でございます。これについては、70歳から74歳の方が対象となっておりますので、今ちょっと私、前期高齢者と言わさしていただきましたけれど、対象は70歳から74歳ということでございます。

委員長 他に何かお気づきの点などは。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、なければ付議予定議案につきましては、あらかじめ説明を受けたということで了承しておきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで了承させていただいておきます。

続きまして、付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

これにつきましては、事前に各委員会が開かれた折に報告一定されておりますけれども、その報告をされたなかで特段問題もなかったようですので、この議事日程、委員会付託表を合わせて作成させていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。そして、日程順に確認をしていきたいと思っております。

会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要について、各委員長から報告を受けます。

次に、日程7、報告第1号の監査結果報告については、辰巳代表監査委員に出席をしていただきまして、定期監査結果報告と財政援助団体の監査結果の報告をしていただくことにしたいと思います。なお、辰巳代表監査委員さんにおかれましては、報告後、退席をしていただくことといたします。

次に、町長から平成21年度の施政方針の説明を受けることにいたします。

ここまでで、概ね12時前後になろうかと思しますので、会議の進行の状況をみながら、休憩をとっていただき、その後、町長から総括提案説明を受けることにしたいと思います。この休憩につきましては、会議の進行状況いかんによっては前後するかもしれませんが、ここまでのところでの進め方等について、何かご意見、ご質問などがあればお聞きしたいと思います。ございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

次に、付議議案の取扱いですが、既にこの2月の各委員会であらかじめ報告がされております。付託先などについての確認をしていきたいと思っております。

まず、日程8、議案第1号、斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例については、厚生常任委員会へ付託。日程9、議案第2号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会へ付託。日程10、議案第3号、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会へ付託。日程11、議案第4号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会へ付託。日程12、議案第5号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)については、予算常任委員会へ付託。

日程13、議案第6号、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についても、予算常任委員会へ付託。日程14、議案第7号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についても、予算常任委員会へ付託。日程15、議案第8号、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についても、予算常任委員会へ付託。日程16、議案第9号、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についても、予算常任委員会へ付託をすることといたします。

次に、日程17、議案第10号、平成21年度斑鳩町一般会計予算についてから、日程24、議案第17号、平成21年度斑鳩町水道事業会計予算についてまでの8議案につきましては、平成21年度の各会計の当初予算でございますので、予算常任委員会へ付託することといたします。

次に、日程25、諮問第1号及び日程26、諮問第2号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、人事案件でございますので、人事案件の取扱いの例により、委員会付託を省略して、本会議初日に提案説明を受け、諮っていただくことにしたいと思います。また、これまでの例によりこの二つの議題については一括議題の取扱いをしたいと思います。それにご異議はございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

諮問第1号と諮問第2号につきましては、初日の本会議で、諮っていただくことといたします。

次に、日程27、認定第1号、町道認定及び路線変更については、建設水道常任委員会へ付託。

日程28、同意第1号、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて、そして、日程29、同意第2号から日程35、同意第8号までの、斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めること

についての7議案につきましても、人事案件でございますので、人事案件の取扱いの例により、委員会付託を省略して、本会議初日に提案説明を受け、諮っていただくことにしたいと思います。また、同意第2号から同意第8号までの7議案につきましては一括議題の取扱いしたいと思いますけれども、これにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

同意第1号から同意第8号までの8議案につきましては、ただ今申し上げましたとおり初日の本会議で諮っていただくことといたします。

次に、日程36、報告第2号、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）は、報告案件でございますので、慣例によりまして本会議初日に報告を受けたいと思います。

また、日程37、報告第3号、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程38、報告第4号、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について）の2議案につきましては、同じ事故に係るものでございますので、これまでの例により、これらにつきまして一括議題の取扱いをし、初日に報告をしていただくことにしたいと思います。

また、日程39、報告第5号、平成21年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、そして、日程40、報告第6号、平成21年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、この2議案についても報告案件でございますので、これまでの例によりまして、本会議初日に、報告を受けたいと思います。以上、報告議案の取扱いについて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
報告第2号から報告第6号までの5議案につきまして、初日の本会議で報告を受けることといたします。
以上、確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしたいと思いません。
議長におかれましては、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしていただきますようお願いをしておきます。
付議予定議案等の取扱いについては以上で終わらせていただきます。
総務部長のほうから何か他に報告をしておくことはございますか。

総務部長 特にございません。

委員長 ございませんか。特にその他もないようですので、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。どうもご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

(午前 9時34分 休憩)

(午前 9時35分 再開)

委員長 再開いたします。
それでは続きまして協議事項の(2)継続審査についてを議題といたします。
12月15日の議会運営委員会におきまして、答申案並びに委員会条例等の改正案、委員改選時における委員の選出方法などについて、一定のとりまとめをし、2月10日の全員協議会におきまして、報告をさせていただきましたが、議員皆さんからの特段のご意見もございませんでしたので、議会運営委員会できりまとめをさせていただいた方向で最終決定をしていきたいと思っております。

委員選出方法につきましては、既にご協議をいただき、お手元に配布

いたしましたように取りまとめをさせていただきましたが、先例と慣例の改正案がまだ、委員選出のところの中身というのが前回まだきちっと内容を書かれておりませんでしたので、本日は、この先例と慣例の改正案についてご協議いただきたいと思っております。

まず、先例と慣例の改正案につきまして事務局から説明させていただきます。 藤原議会事務局長。

事務局長 それでは、先例と慣例の改正案につきましてご説明をさせていただきます。

お手元に第2編斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の一部改正 新旧対照表（案）をお配りしておりますので、それをご覧いただきたいと思っております。

前回の委員会では、常任委員の選任方法を定めます10番目が空欄となっており、協議いただいた結果に基づきまして、文章を作成いたしました。

読みますと、委員の選任は、正副議長が各議員から総務、厚生、建設水道の各常任委員会から1つの委員会の希望先を聴取し、この3常任委員会です、4名又は5名での委員選出を調整する。ということで、まず3つの常任委員会から選ぶこと、また、4名又は5名の調整をし、5、5、4の配分にいたします。

次に、上記の3委員会からそれぞれ予算決算常任委員2名と広報発行常任委員1名を選出し、予算決算常任委員については、3常任委員会から選出された6名と議長で7名とし、広報発行常任委員については、3常任委員会から選出された3名と議長、副議長、議会選出の監査委員で6名を決定する。ということで、ここまでで、広報と予算決算委員会につきましてはすべての委員が決定され、3常任委員会については、議長を除く14名が決定をいたします。したがって、定数合計18名に対し14名でございますから、残り4名となります。

続いて、予算決算常任委員及び広報発行常任委員を除く4名（副議長が予算決算常任委員となっていない場合は、副議長を含む。）で所属外

の常任委員会の希望を聴取し、総務、厚生、建設水道の各常任委員を6名で調整の上決定し、各常任委員会で正副委員長の互選を行う。ただし、副議長は委員長を兼ねないものとする。ここで、副議長は委員長を兼ねないものとするということでございますけれども、現行において定められてはおりますけれども、前回の議運の協議ではこの点について触れられてはおりませんでしたので、ご確認をお願いいたします。

以下の文章につきましては、文言の並びが変わり、予算委員会の名称の変更になったこと以外、内容については変わりございません。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長

ただいま、局長から説明のありました先例と慣例の改正につきまして、何かご意見があればお受けしたいと思いますが、今局長が申し上げましたように、現行の先例と慣例に定めております「副議長は委員長を兼ねないものとする」ということについては、これまで全く触れてこなかった部分ですので、改めて改正案にそのまま盛り込んでいいものかどうか、最終的に確認をした上で決定をしていきたいと思っております。何かございましたら委員皆さんのほうからどうぞ出していただいたら結構かと思いますが、いかがでしょうか。

中川議長。

議長

一回本会議でね、お葬式前回ありまして、本会議中ですから私が町の功労者表彰受けられてる方のお葬式、議会から出やならん場合にね、私本会議抜けられないということで副議長に行ってもらうのに、委員長報告する時間とお葬式の時間との兼ね合いがあって、それが具合悪いということで、これ多分入れてもろてると思いますねん。せやこらこれこのまま現行どおりで旧のまま入れといてもろたらええのかなと。本会議のことがあったから、先私発言させてもらいましたけれど。委員さんの意見聞いてもろたらええと思いますけれど。

委員長

そうです。前回ね、これあえて入れたのは、今議長がちょうどおっし

やられたように、議長がなにかで欠けた場合も副議長に議長席座ってもらわなと。その時に、委員長報告をする役目をその時にもし担ってたらちょっとおかしいことになるんちゃうかと。やっぱり全協にしても議長が采配をとるわけですが、全員協議会でも、その時でも議長が欠けた場合は副議長に全部していただかならんと、というようなことがございますので。やっぱり副議長が委員長をするということについては、運営上支障をきたす懸念が生じるなあと、いうことでこの文言を前回入れてるわけなんです。そういうことから今回全然まったく議論しなかったんですが、そのままで私もちょっといいのかなということで、その部分まったく触らなかったんですが。これについてもこれまでどおりそういう考え方でこの文言につきましても新たに改正するところにそのまま前回同様に付け加えておくという形で今この新を作らせていただいたんですけども。この形よろしいでしょうか。何かご意見ございますか。

(「結構です。」との声あり)

委員長

よろしいですか。

それではないようですので、この先例と慣例の改正案と前回ご審議いただきました委員会条例の改正案、議会広報発行に関する要綱の改正案につきましては、3月議会の会期中の議会運営委員会で最終決定をさせていただきまして、当委員会の発議をもって最終日に追加上程をすることにしたいと思います。

また、答申案につきましても、前回の委員会で確認をさせていただいて、また、2月の全員協議会についても、特段他の議員さんからご意見ございませんでしたし、その後も特に事務局や私のほうにも特段の委員さんのご意見もございませんでしたので、早速、議長に答申をしてまいりたいと思いますが、それについてもご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは早速、議長に答申をさせていただきます。

以上で今後の議会運営のあり方についてということでの審査は終わらせていただくんですが、ちょっとこれにつきまして皆さんにご相談をさせていただきたいなと思っていることがございます。

この2年間、私委員長させていただきまして、そして他では取組んでおられない複数常任委員会制などに精力的に当議会では取組みながら、なかなか他に参考になるところもないということで、本当に視察もこの2年行ってこなかったということがございますが、私としましては、複数常任委員会制の中で今回新たに予算常任委員会を予算決算という風にしたということなどもございまして、全国的に再度事務局のほうでそういう複数常任委員会制をとっておられるとこの調査を行いました。そして、その調査をする中でですね、実は隣の京都でも精華町です。精華町と言えば本当に奈良市に隣接してるんですが、この精華町で予算決算常任委員会を設けておられることがちょっと調査してわかりました。一度ですね、こういう風にやっついこうというなかで、私たちこれまで視察も行っておりませんが、隣の精華町ですので、ワゴン車で行ってその日に帰ってきてということできますので、視察の費用もかかりませんし、一度この複数常任委員会制これまで精力的にやってきたけど、他と意見交換をしたことがなかったので、せっかくですのでそういうことが調査の段階でわかったので精華町さんと意見交換会を一度させていただいたらなということをやっと副委員長と相談をいたしまして実現できたらと思ってるわけなんですけど、これにつきまして委員さんのほうで何かご意見ございましたら、そういうことをちょっとさしていただくことについてですね、皆さんの賛同を得られましたら早速進めていきたいという風に思ってるんですが、いかがでしょうか。

時期につきましては、多分うちも3月は議会がございまして。精華町はうちよりももうちょっと大きいので今ちょっと。向こうさんの議会の日程とかまったく今、皆さんに諮ってからと思っただけなのでね。向こうの状態まったく掴めておりませんので。多分、するとしたら4月に

入ってからになるのかなあと思ってるんですけどね。できましたら入学式なども終わって、4月の中旬頃にできましたらね、一度そういうことで議運として一度勉強をしたい、そして他の議会さんとの交流、意見交換などしたいという風に思ってるるところなんです。いかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員 結構かと思います。ただし、その精華町、複数常任委員会をとっておられるんですか。

委員長 はい。

今ちょっとおっしゃられたようにね、複数常任委員会制とっておられても議会広報を複数で常任委員会に入れてやっておられるところが多いんです。このうちも予算に取り組みましたが、更に今回、予算決算という風にしていこうということで取組んできてますので。それを今度やっておられるというところも含めて調査して、複数で精華町さんが予算決算常任委員会をもたれているということです。できましたら勉強や更に私たちが研鑽を積みたいなということで、考えているところなんです。今、嶋田委員のほうから結構ですということでは言っていただきましたが、どうでしょう、よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

委員長 ありがとうございます。そうしましたら早速相手のあることですので、相手さんと調整をさせていただきまして、議会やそれらいろんな双方の行事なども落ち着いた頃に設定をできたらと思っております。設定ができましたら、この3月議会で、一応視察ということにしておりますので、視察であれば議決案件になりますので、3月議会の最終日に議決をとらなければならないので、それまでにこちらのほうで調整を事務局でもらいますので。それで皆さん方にも次の議会運営委員会でご報告をさ

していただいて、最終日に議決をとらしていただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは継続審査につきましては、一定の審査を行ったということで、これで終わっておきます。

続きまして2番目のその他でございます。委員さんのほうから何かその他についてご意見や質疑などはございますでしょうか。

(な し)

委員長 特によろしいですか。ございませんか。
そうしたら議長の方から何か報告等はございませんか。

議 長 ありません。

委員長 ございませんか。事務局も。

事務局長 ございません。

委員長 よろしいですか。他にも特にないようですので、その他につきましてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

どうも皆さん大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午前 9時50分 閉会)